	7　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 8　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
四十一 分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	運輸業 航空運輸業 ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。） 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 １　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 ２　審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注） 注　この概要において、この表Ａの「留保事項十」、「留保事項十一」、「留保事項十二」、「留保事項十三」、「留保事項十四」、「留保事項十五」、「留保事項十六」、「留保事項十七」、「留保事項五十五」及び「留保事項五十七」に規定する「一国の安全」には、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 ３　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 ４　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 ５　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
四十二 分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	運輸業 航空機登録原簿への航空機の登録 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 １　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人

	(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 ２　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
四十三 分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要 措置	運輸業 通関業 ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業 中央政府 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易 通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置しなければならず、財務大臣の許可を受けなければならない。 通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
四十四 分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要 措置	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。） 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 １　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 ２　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置しなければならず、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
四十五 分野 小分野 産業分類 政府の段階 義務の種類 概要	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。） 中央政府 内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 １　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの